

## I 社会福祉審議会 老人福祉専門分科会の所管事項

### 1. 調査審議事項

久留米市社会福祉審議会運営要綱  
別表第 1 (第 3 条第 2 項関係)

(老人福祉分科会関連を抜粋)

分科会等名	区分	具体的な項目
老人福祉専門分科会	老人の福祉に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限又は停止を命ずる場合の意見（老人福祉法第 18 条の 2 第 3 項）</li> <li>・養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業廃止を命じ、又は設置認可を取消す場合の意見(老人福祉法第 19 条第 2 項)</li> <li>・上記のほか、老人の福祉に関する事項</li> </ul>
民生委員審査専門分科会を除く各専門分科会		<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人の設立、社会福祉施設の設置に関する事項</li> </ul>

## Ⅱ 社会福祉審議会 老人福祉専門分科会 開催実績及びスケジュール

年度	開催日	主な内容
平成 26 年度	5 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会長、副分科会長選出</li> <li>・老人福祉分科会の役割・運営について</li> <li>・介護保険制度の改正案について</li> </ul>
平成 27 年度	10 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉審議会老人福祉専門分科会への諮問・答申の流れ</li> <li>・社会福祉法人の設立について (仮称) 社会福祉法人若草会設立準備会</li> </ul>
平成 28 年度	5 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会長、副分科会長選出</li> <li>・老人福祉分科会の役割等について</li> <li>・地域密着型特別養護老人ホームの整備について</li> </ul>
	時期未定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法における施設設置認可</li> </ul>